

議案第 1 2 号

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定により定める第8期羽曳野市高年者いきいき計画(介護保険事業計画)における介護給付等対象サービスの見込量等に基づき保険料率を改定するとともに、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い保険料率の算定に関する基準の特例等を定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

## 羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護保険条例(平成12年羽曳野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「36,948円」を「36,738円」に改め、同項第2号中「51,727円」を「51,433円」に改め、同項第3号中「55,422円」を「55,107円」に改め、同項第4号中「66,506円」を「66,128円」に改め、同項第5号中「73,896円」を「73,476円」に改め、同項第6号中「88,675円」を「88,171円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする。以下この項において」を「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下」に改め、同項第7号中「96,064円」を「95,518円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第8号中「110,844円」を「110,214円」に改め、同号ア中「2,000,000円」を「2,100,000円」に、「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第9号中「125,623円」を「124,909円」に改め、同号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同項第10号中「133,012円」を「132,256円」に改め、同項第11号中「140,402円」を「139,604円」に改め、同項第12号中「147,792円」を「146,952円」に改め、同項第13号中「155,181円」を「154,299円」に改め、同項第14号中「162,571円」を「161,647円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「22,168円」を「22,042円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「22,168円」を「22,042円」に、「33,253円」を「33,064円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「22,168円」を「22,042円」に、「51,727円」を「51,433円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項(第6号ア、

第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。
- 3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽曳野市介護保険条例の規定は、令和 3 年度以降の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,738円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,433円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,107円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,128円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>73,476円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,171円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。</u>以下同じ。)が、1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>95,518円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、1,200,000円以上 <u>2,100,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>110,214円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>2,100,000円</u>以上</p>	<p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第5条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,948円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,727円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,422円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,506円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>73,896円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,675円</u></p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が、1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>96,064円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、1,200,000円以上 <u>2,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>110,844円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>2,000,000円</u>以上</p>

<p><u>3,200,000 円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>124,909 円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>3,200,000 円</u>以上 4,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>132,256 円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>139,604 円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>146,952 円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>154,299 円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>161,647 円</u></p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,042 円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までにおける保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,042 円</u>」とあるのは、「<u>33,064 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までにおける保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>22,042 円</u>」とあるのは、「<u>51,433 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第 6 条～第 21 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 9 条 省略</p> <p>(<u>令和 3 年度から令和 5 年度</u>までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第 10 条 第 1 号被保険者のうち、<u>令和 2 年の合計所得金額に所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和</u></p>	<p><u>3,000,000 円未満</u>である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>125,623 円</u></p> <p>ア 合計所得金額が、<u>3,000,000 円</u>以上 4,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>133,012 円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>140,402 円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>147,792 円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>155,181 円</u></p> <p>ア・イ 省略</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>162,571 円</u></p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>22,168 円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>22,168 円</u>」とあるのは、「<u>33,253 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和 2 年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「<u>22,168 円</u>」とあるのは、「<u>51,727 円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第 6 条～第 21 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 9 条 省略</p>
---	--

3 年度における保険料率の算定についての第 5 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア、第 11 号ア、第 12 号ア及び第 13 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額(当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

